

風間浦村マスコットキャラクター「あんきもん」画像の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、風間浦村のイメージアップ及び効果的なPRを図るため、風間浦村マスコットキャラクター「あんきもん」(以下「あんきもん」という)の画像を使用する場合の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(あんきもんの画像に関する権限)

第2条 あんきもんの画像に関する一切の権限は、風間浦村に属する。

(使用の承諾)

第3条 あんきもんの画像を使用しようとする者は、あらかじめ村長の承諾を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りではない。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
- (3) その他村長が承諾を要しないと認めた場合

(使用の申込み)

第4条 前条の規定による承諾（以下「使用承諾」という。）を受けようとする者は、あんきもんの画像使用承諾申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ村長へ提出しなければならない。その申込みの内容に変更が生じたときも、同様とする。

- (1) 企画立案書等あんきもんの画像の使用内容が分かるもの
- (2) 使用の見本又は広告の原稿等
- (3) その他村長が必要と認める書類

(使用の制限)

第5条 村長は、あんきもんの画像の使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾をしないものとする。

- (1) 個人若しくは団体のマーク又は商標として独占的に使用する場合
- (2) 特定の政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (4) 風間浦村のイメージを損なうおそれのある場合

(使用許可の期間)

第6条 あんきもんの画像の使用許可の期限は、使用許可を受けた日から起算して1年間とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続きあんきもんの画像を使用しようとするときは、改めて申請を行い、許可を受けなければならない。

(承諾等の通知)

第7条 村長は、申込書が提出されたときは、その内容を審査し、あんきもんの画像使用承諾通知書（第2号様式）又はあんきもんの画像使用不承諾通知書（第3号様式）により、申込者に通知するものとする。この場合において、村長は必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第8条 あんきもんの画像の使用に要する料金は、無料とする。ただし、掲載及び印刷等に要する費用については、前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

(使用承諾の取消し等)

第9条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取消し、使用者に対し、使用物件の回収等の措置を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの要綱の定める事項に違反した場合
- (2) 使用者が使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他村長が適当でないと認めた場合

(使用承諾を受けないで使用した場合の措置)

第10条 村長は、あんきもんの画像の使用承諾を受けないで使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めるものとする。

(責任の制限)

第11条 第9条及び第10条の規定により、あんきもんの画像の使用承諾を取消し、又は使用の停止を求めた場合に、あんきもんの画像を使用した者に損害が生じても、風間浦村はその責めを負わない。

2 あんきもんの画像を使用した者が、あんきもんの画像の使用により第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、風間浦村は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(報告及び調査)

第12条 村長は、使用者にあんきもんの画像の使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

附 則

この要綱は、令和2年11月10日から施行する。